

「インフルエンザ」及び「新型コロナウイルス感染症」による登園停止のお知らせ

渋川あゆみこども園

インフルエンザ及び、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染拡大を防ぐために登園を停止するように定められています。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症治癒後の登園について、医師による「登園許可証」は必要ありませんが、保護者の方がこの「治癒報告書」を記入して、こども園に提出して頂きますようお願いいたします。

- ・インフルエンザは「発症した翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から3日を経過している」
- ・新型コロナウイルス感染症は「発症した翌日から5日を経過している」また、「5日目に症状が続いている場合は、解熱し喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過している」

以上のことで治癒したとされます。(お子さんの症状によってはこの限りではありません。体調・体力が十分回復するようにご配慮ください。)

※乳幼児は小学生以上や成人と解熱後の登校や出勤できる日数が違います

「インフルエンザ」及び「新型コロナウイルス感染症」による登園停止のお知らせ

渋川あゆみこども園

インフルエンザ及び、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染拡大を防ぐために登園を停止するように定められています。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症治癒後の登園について、医師による「登園許可証」は必要ありませんが、保護者の方がこの「治癒報告書」を記入して、こども園に提出して頂きますようお願いいたします。

- ・インフルエンザは「発症した翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から3日を経過している」
- ・新型コロナウイルス感染症は「発症した翌日から5日を経過している」また、「5日目に症状が続いている場合は、解熱し喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過している」

以上のことで治癒したとされます。(お子さんの症状によってはこの限りではありません。体調・体力が十分回復するようにご配慮ください。)

※乳幼児は小学生以上や成人と解熱後の登校や出勤できる日数が違います

治癒報告書

くらす

氏名

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は治癒しており、
他に感染の恐れがないことを報告します。

記

1、診断名 インフルエンザ A ・ B 型
新型コロナウイルス感染症

2、発症日（症状が始まった日） 令和 年 月 日

3、解熱日（平熱になった日） 令和 年 月 日

4、受診した医療機関（ ）

5、受診日（診断された日） 令和 年 月 日

6、治癒の根拠

インフルエンザ

- ・発症日の翌日から5日経過している（ はい・いいえ ）
- ・解熱した日の翌日から3日経過している（ はい・いいえ ）

新型コロナウイルス感染症

- ・発症日の翌日から5日経過している（ はい・いいえ ）
- ・解熱し喉の痛みなどが軽快して24時間経過している（ はい・いいえ ）

※ 両方が はい になることで治癒したとされます

7、登園日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者署名